

各府省等官房長等 殿

総務省人事・恩給局長

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の運用について（通知）

第180回国会において成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（以下「給与改定・臨時特例法」という。）は、平成24年法律第2号として公布され、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「給与減額支給措置期間」という。）は、臨時の特例措置として、職員の給与は、減額して支給されることとなりますので、各省各庁におかれましては、遺漏なく実施していただきますようお願いいたします。

つきましては、減額して支給するに当たっての留意事項や、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定。以下「給与減額支給措置閣議決定」という。）を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第22条第2項の非常勤職員に対する給与の支給について、下記のとおり運用されるようお願いいたします。

## 記

### 一 給与改定・臨時特例法の運用について

- 1 一般職給与法、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。以下「平成17年改正法」という。）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）等の規定に基づき支給される給与について、それぞれの法律の規定に基づく給与の支給額（一般職給与法等及び人事院規則等に基づき端数処理を行った確定金額）から、給与改定・臨時特例法の規定に基づき算出した額を減じて支給する。
- 2 一般職給与法等の俸給月額（以下「俸給月額」という。）及び平成17年改正法附則第11条の規定による俸給（以下「俸給の経過措置額」という。）の支給に当たっては、俸給月額及び俸給の経過措置額を合算した額（一般職給与法附則第8項の規定の適用を受ける職員に当たっては、さらに同項第1号の規定に基づき算出した額を減じた額）に、給与改定・臨時特例法第9条第1項に規定する支給減額率を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、同法第21条に基づきその端数を切り捨てた額）を減じて支給

する。

3 一般職給与法第23条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される俸給等及び同法附則第6項本文の規定により半額を減ぜられた俸給の支給に当たっては、俸給月額及び俸給の経過措置額を合算した額（同法附則第8項の規定の適用を受ける職員に当たっては、さらに同項第1号及び第8号の規定に基づき算出した額を減じた額）に、給与改定・臨時特例法第9条第1項に規定する支給減額率を乗じて得た額及び同法第9条第2項第10号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、同法第21条に基づきその端数を切り捨てた額）を減じて支給する。

4 給与減額支給措置期間中、一の給与期間の中途において、月の途中で昇格や降格等によって職員の属する職務の級に変更が生じた場合や、俸給表の適用を異にして異動した場合等により、給与改定・臨時特例法第9条第1項に定める当該職員に適用される俸給等の支給減額率に変更を伴う場合におけるその給与期間の給与の計算は、日割計算による。

なお、俸給の支給義務者（当該職員の給与の支出について定められた予算上の部局）を異にする移動の場合で、かつ、俸給等の額に異動がない場合は、発令の前日までの分の俸給等は、その者が従前所属していた俸給の支給義務者（この項において「前任庁」という。）において日割計算により一般職給与法の規定に基づき支給されるべき額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（この項において「前任庁における一般職給与法の規定に基づき支給されるべき額」という。）から、日割計算により給与改定・臨時特例法の規定に基づき減ずる額（この項において「前任庁における給与改定・臨時特例法の規定に基づき減ずる額」という。）を減じて支給する。発令の当日以降の分の俸給等は、当該職員の一の給与期間に一般職給与法の規定に基づき支給されるべき俸給等の総額から、前任庁における一般職給与法の規定に基づき支給されるべき額を差し引いた額に、さらに当該職員の一の給与期間に給与改定・臨時特例法の規定に基づきその月に減ずる額の総額から前任庁における給与改定・臨時特例法の規定に基づき減ずる額を減じた額を差し引いた額を、当該職員が新たに所属することになった俸給の支給義務者において支給する。

5 一般職給与法に基づき支給される期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、同法に基づく支給額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、給与改定・臨時特例法第9条第2項第8号及び第9号に基づき、減じて支給する。

6 一般職給与法附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する特勤手当及び特勤手当に準ずる手当（以下「特勤手当等」という。）の支給に当たっては、人事院規則9-55（特勤手当等）の規定による特勤手当等の月額から、給与改定・臨時特例法第9条第2項第6号及び第7号に基づき、減じて支給する。

7 給与改定・臨時特例法の規定による給与減額支給措置の内容について、職員に対し、

法律の概要の配布等適当な方法により、適切に周知するものとする。

なお、周知の際の参考例を示せば、次のとおりである。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき、臨時の特例措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、給与の支給に当たっては、同法に定める額に相当する額を減じて支給する

- 8 この通知に定めるもののほか、給与の支給に当たっては、一般職給与法等及び人事院が定めるところにより行う。

なお、特別職給与法適用職員及び防衛省職員給与法適用職員についても、上記に準じた運用を行う。

## 二 一般職給与法第22条第2項の非常勤職員について

- 1 一般職給与法第22条第2項の非常勤職員の給与の支給については、給与減額支給措置閣議決定を踏まえ、常勤職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）に相当する給与が、常勤職員の特別給の支給水準未満（標準の年間支給月数未満（勤務時間数や在職期間に応じて特別給の支給月数を減じることにより、前記年間支給月数未満となっている場合を除く。))である非常勤職員（次項において「給与水準の低い22条2項非常勤職員」という。）の場合は、給与減額支給措置を講じないことを基本とする運用を行うこととする。

- 2 前項にかかわらず、給与水準の低い22条2項非常勤職員のうち、その給与の単価が一般職給与法第22条第1項に規定する非常勤職員（以下「委員等」という。）の手当の単価に準じた単価となっているものであり、当該給与水準の低い22条2項非常勤職員の勤務形態が委員等に類似するときは、当該給与水準の低い22条2項非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級に応じて、給与改定・臨時特例法第9条に規定する支給減額率により給与減額支給措置を講ずることを基本とする運用を行うこととする。

- 3 給与減額支給措置閣議決定を踏まえ、給与減額支給措置が行われることとなる非常勤職員に対しては、前記「一 給与改定・臨時特例法の運用について」第7項に準じてその旨を周知するものとする。

なお、周知の際の参考例を示せば、次のとおりである。

「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）を踏まえ、臨時の特例措置として、（平成26年3月31日までの間）、給与の支給に当たっては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に準じた額に相当する額を減じて支給する

以 上

「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）（抄）

（別紙1）一般職給与法適用対象者の給与減額支給措置要綱

#### IV その他

期間業務職員等の非常勤職員については、常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することとされているが、常勤職員より相当程度給与水準が低い場合には、減額を行わないことを基本とする運用を行う。